

平成26年7月25日午後4時 判決言渡（809号法廷）

平成24年(行)第412号，平成25年(行)第231号 文書一部不開示決定処分取消等請求控訴事件

東京高等裁判所第8民事部 裁判長裁判官 高 世 三 郎
裁判官 瀬戸口 壯 夫
裁判官 針 塚 遵

判 決 要 旨

第1 当事者

1 審原告 崔鳳泰ほか10名

1 審被告 国（処分行政庁 外務大臣）

第2 事案の概要

本件は、1審原告らが、昭和26年に開始され昭和40年の日韓基本条約の締結に至るまで韓国との間で行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）に関する外務省保管文書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づく開示請求をしたが、外務大臣から同法5条3号、4号等所定の不開示情報が記録されていることを理由に一部不開示決定を受けたため、不開示決定の取消しと開示の義務付けを求める事案である。なお、1審原告らが平成18年4月に外務大臣に対し開示請求した文書は1916文書、合計5万頁余りであり、これに対する外務大臣の開示・不開示の決定は複数回行われ、これまでも同様の訴訟が係属したが、本件が最終のものである。

原審の東京地裁は、平成24年10月、348の文書（当初は369の文書）のうち一部の文書（不開示部分）について外務大臣の不開示決定を取り消して開示を命じ、その余について1審原告らの取消請求を棄却して義務付けの訴えを却下する旨の判決をした。

これに対し、1審被告国が控訴し、原判決中の1審被告敗訴部分の一部について取り消して1審原告らの取消請求の棄却及び義務付けの訴えの却下を求

め、1審原告らも附帯控訴し、原判決中の1審原告ら敗訴部分の一部について取り消して不開示決定の取消及び開示を求めた。

原審及び控訴審係属中に、外務大臣は不開示部分について追加開示決定をしたため、控訴審口頭弁論終結時における控訴及び附帯控訴による不服申立ての対象文書は、併せて114文書（1文書につき複数の不開示部分があるものが少なくなく、不開示部分はこれより多数である。）となった。

本判決は、① 控訴による不服申立ての対象とされた部分の不開示情報は、いずれも情報公開法5条3号又は4号所定の不開示情報に該当すると認め、1審被告の控訴に基づき原判決中1審被告の敗訴部分で控訴による不服申立ての対象とされた部分を取り消し、上記部分につき1審原告らの取消請求を棄却して義務付けの訴えを却下し、② 附帯控訴による不服申立ての対象とされた部分の不開示情報については、その一部につき法定不開示情報該当性を否定して不開示決定を取り消して開示を命じ、その余につき法定不開示情報に該当すると認めて1審原告らの附帯控訴を棄却した。

第3 主文

- 1 1審被告の控訴に基づき、原判決中1審被告敗訴部分のうち次の各部分を取り消す。
 - (1) 原判決の主文第1項のうち、別紙「控訴の対象（処分目録1）」の「不開示決定」欄記載の各不開示決定について⑦欄記載の各部分を取り消すとした部分
 - (2) 原判決の主文第2項のうち、上記⑦欄記載の各部分の開示決定をすべき旨を命ずる部分
- 2 上記1の(1)の取消しに係る部分につき1審原告らの請求をいずれも棄却する。
- 3 上記1の(2)の取消しに係る部分につき1審原告らの義務付けの訴えをいずれも却下する。

4 1 審原告らの附帯控訴に基づき、原判決のうち、次の各部分を取り消す。

(1) 別紙「附帯控訴の対象」の①欄の「1-129」の文書に係る⑥欄記載の部分中昭和36年2月11日付け「韓国請求権検討参考資料（未定稿）」と題する文書の8枚目の黒塗り部分（「1908年～1944年の韓国における郵便貯金より生じた定期収入で日本大蔵省に移越した分」を試算した金額に係る情報）及び9枚目の各黒塗り部分（「終戦における朝鮮郵便貯金現在高」のうち「朝鮮人分推定額」に係る情報並びに終戦時の振替貯金現在高8552万7589円のうち朝鮮人分が占める比率及び試算額に係る情報）

(2) 別紙「附帯控訴の対象」の①欄の「1-160」の文書に係る⑥欄記載の部分

5 別紙「附帯控訴の対象」の①欄の「1-129」の文書に係る④欄の原決定中上記4の(1)の各部分に係る部分並びに同①欄の「1-160」の文書に係る④欄の原決定中上記4の(2)の部分に係る部分を取り消す。

6 1 審被告は、1 審原告らに対し、前項の取消しに係る部分を開示せよ。

7 1 審原告らのその余の附帯控訴をいずれも棄却する。

8 訴訟費用は、第1、2 審を通じてこれを2分し、その1を1 審原告らの負担とし、その余を1 審被告の負担とする。

第4 判断の要旨

(1) 情報公開法5条3号及び4号所定の不開示情報該当性についての裁判所の審査について

情報公開法5条3号は「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定し、同条4号は「公にすることにより、犯罪の

予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定する。

同条3号及び4号によれば、上記各おそれがあるかどうかについては行政機関の長に裁量に基づく第一次的な判断権があるが、同条は、行政機関の長に対し、各号に掲げる情報（不開示情報）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該行政文書を開示しなければならないとして開示義務を定め、これを原則としつつ、開示義務の例外として不開示情報が記録されている場合を定める構造を採っているものであり、不開示情報を定める同条3号及び4号において行政機関の長が上記各おそれがあると認めることにつき相当の理由があることを要することとしている趣旨に鑑みれば、外務大臣が同条3号所定のおそれがあると認めることにつき「相当の理由がある」といえるかどうかについて判断する場合にあっては、我が国を取り巻く国際情勢、我が国と当該他国又は国際機関との従前及び現在の関係、これらをめぐる歴史的経緯及び事象、我が国の外交方針、我が国と当該他国又は国際機関との今後の交渉及び将来の関係の展望等に関する事実を総合的に踏まえて、他国又は国際機関との上記おそれの根拠があると合理的に判断することができる場合であることを要するものと解するのが相当である。したがって、裁判所は、上記各事実を斟酌して上記の場合に該当するかどうかを判断すべきものであり、その判断は、外務大臣の判断が全く事実の基礎を欠いているかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠いているかどうかなどに限定されるものではないと解するのが相当である。

(2) 情報公開法5条3号及び4号所定の不開示情報該当性の判断について

本件においては、日韓国交正常化交渉関係文書に記録されている情報が情報公開法5条3号所定の不開示情報又は4号所定の不開示情報にあたるかが問題となっており、1審被告は、開示請求のあった文書について可能な限り

開示するという方針の下に努力を重ねて順次開示の範囲を広げてきており、新たに開示された部分を含む文書を証拠として提出した。また、当審において、1審被告から外務省アジア局北東アジア課長の陳述書が証拠として提出され、同課長の証人尋問も行われた。1審原告らからも主張立証が行われた。これらによって、日韓国交正常化交渉当時及び現在の我が国を取り巻く国際情勢、我が国と韓国及び北朝鮮との当時及び現在の関係、これらをめぐる歴史的経緯及び事象、我が国の外交方針、今後の交渉及び将来の関係の展望、韓国側及び北朝鮮側の国民感情、交渉方針等を相当程度知ることができたし、同課長の陳述書及び証言等により、必要な補充説明も行われた。

本件の不開示情報該当性の判断の対象である情報は、主として請求権問題、朝鮮半島由来の文化財の引渡しに関するもののほか、竹島問題に関するものである。本件の審理の結果次のとおり認められる。日韓国交正常化交渉により、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約が締結、批准され、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定その他の協定が締結されて既に50年近くが経過するが、日韓両国の関係は改善が求められている状況にあり、また、北朝鮮との国交正常化交渉はまだこれから行われるという状況にある。請求権問題、朝鮮半島由来の文化財の引渡しに関する本件の不開示情報該当性の判断の対象である情報の内容は、日韓国交正常化交渉の過程において専ら我が国の政府内部での検討のために調査収集した資料や検討内容等であり、開示すれば、北朝鮮との国交正常化交渉で北朝鮮側に有利に援用され、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある。文化財については、開示すれば、韓国との間でも引渡問題を再燃させ、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある。竹島問題に関する情報は韓国との関係で無用な軋轢を生じ、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある。さらに、本件の不開示情報該当性の判断の対象である情報には、政府高官等の率直ではあるが、韓国国民を刺激するおそれのある発言等が含まれ、また、外交上の信義の

見地から、開示すれば他国との信頼関係の維持に悪影響を及ぼすなど問題があると考えられるものも含まれており、さらに、国の安全にかかわる情報も含まれている。

そこで、当裁判所は、本件の判断の対象である不開示情報のうち、内容を推知することができるものと認めたものにつき原判決中1審原告ら敗訴部分を取り消して1審原告らの取消請求を認容して開示を命じたが、それ以外の不開示情報については、情報公開法5条3号、4号所定のおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由がある情報（法定不開示情報）に該当すると判断した。